

合同保育（平成 27 年 1 月～3 月）の実施について

1 実施基準

合同保育		
1月	2月	3月
公立		
移管先法人から 所長（主任）クラス 1人 乳児クラス（0・1・2歳）2人 幼児クラス（3・4歳）2人	移管先法人から 所長（主任）クラス 1人 乳児クラス（0・1・2歳）2人 幼児クラス（3・4歳）2人	移管先法人から 所長（主任）クラス 1人 乳児クラス 2人、看護師 1人 幼児クラス 2人、用務員（5日）
← 週3日	← 週4日	← 週6日 →

【参考】

- 1月 所長（主任）クラス1人、乳児クラス（0・1・2歳）2人、幼児クラス（3・4歳）2人の計5人が、週3日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
- 2月 所長（主任）クラス1人、乳児クラス（0・1・2歳）2人、幼児クラス（3・4歳）2人の計5人が、週4日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
- 3月 所長（主任）クラス1人、乳児クラス（0・1・2歳）2人、幼児クラス（3・4歳）2人、看護師1人の計6人が、週6日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
なお、用務員（調理員）については、給食機器の操作などの引き継ぎとなるため、3月の合同保育期間中に、5日間の引き継ぎを行う。

【合同保育の実施時間等】

- ①午前9時から午後5時の 7.25 時間
- ②土曜日は、3.5 時間（3月のみ）
- ③派遣される保育士は、固定ではなく、何人かでローテーションできることとする。（保育士の退職等に対応するため）

【留意事項】

保育士等の体調不良などにより、急遽、派遣できないことがあるということに留意が必要。

ただし、事前に把握できる場合は、できる限り、代替りの保育士等を派遣することとする。

2 移管先法人（とよかわ福祉会）からの提案の内容

1月（週5日）

所長（主任）クラス	1人
乳児クラス	2人
幼児クラス	2人
フリー保育士	1人

2月（週6日）

所長（主任）クラス	1人
乳児クラス	2人
幼児クラス	2人
フリー保育士	1人

3月（週6日）

所長（主任）クラス	1人
乳児クラス	2人
幼児クラス	2人
フリー保育士	1人
看護師	1人

※調理員及び栄養士は、3月中に5日間、引継ぎ。

【合同保育の実施時間等】

①午前9時から午後5時の7.25時間

※ただし、状況により、開所時間から、また、閉所時間から遡って、7.25時間の引継ぎ保育を実施する。

②土曜日は、3.5時間（3月のみ）

3 合同保育の実施について

(1) 実施手法

所長又は主任を含め、原則、保育士6人が合同保育に入り、実践を通じた引継を行う。ただし、既存施設の行事等があれば、当該月の実施基準を下回らない範囲で、派遣できない日及び保育士数を設定できることとする。

【充実内容】

- ①実施日については、できる限り、各月の実施基準に1日を加えて、保育士の派遣に努めることとする。
保育士数についても、できる限り、各月の実施基準に1人を加えた増員に努めることとする。
- ②実施基準にはないが、栄養士についても、合同保育期間中に、献立内容やアレルギー対応の実態について、保育幼稚園課の栄養士等から引き継ぐ期間を設け、適切な対応に努めることとする。

(2) 派遣保育士

原則、移管先法人から派遣された保育士について、各歳児の担任として配置する。

また、保育士の退職等に対応するため、派遣する保育士は、何人かのローテーションにより、合同保育による適切な引継を行うこととする。

(3) 個人懇談の実施

3月の合同保育期間中に、保護者との個人懇談の実施の希望があれば、当該保育所と調整の上、実施することとする。

(4) その他

保育士等の体調不良などにより、急遽、派遣できないことがある。

ただし、事前に把握できる場合は、できる限り、代替りの保育士等を派遣することとする。